

船舶等修繕製造共通仕様書

令和 8年 5月

大 阪 港 湾 局

船舶等修繕製造共通仕様書

目次

第1章 一般共通事項

第1節 総則

1-1-1	適用	1	-	1
1-1-2	用語の定義	1	-	1
1-1-3	設計図書の照査等	1	-	2
1-1-4	修繕費用内訳明細書及び工程表の提出	1	-	3
1-1-5	施工計画書	1	-	3
1-1-6	監督職員	1	-	4
1-1-7	修繕用地等の使用	1	-	4
1-1-8	電力、水道等	1	-	4
1-1-9	修繕の着手	1	-	4
1-1-10	設計及び施工	1	-	4
1-1-11	修繕の下請負	1	-	5
1-1-12	調査・試験に対する協力	1	-	5
1-1-13	修繕の一時中止	1	-	5
1-1-14	設計図書の変更	1	-	6
1-1-15	履行期限変更	1	-	6
1-1-16	支給材料及び貸与物件	1	-	6
1-1-17	現場発生品	1	-	7
1-1-18	修繕材料の品質	1	-	7
1-1-19	監督職員による検査及び立会	1	-	8
1-1-20	試運転及び諸試験	1	-	8
1-1-21	修繕完成図書	1	-	9
1-1-22	修繕完成検査	1	-	9
1-1-23	既済部分検査等	1	-	10
1-1-24	履行報告	1	-	10
1-1-25	修繕関係者に対する措置請求	1	-	10
1-1-26	諸法令、諸条例の遵守	1	-	10
1-1-27	官公庁等への手続き等	1	-	11
1-1-28	施工時期及び施工時間の変更	1	-	12
1-1-29	提出書類	1	-	12
1-1-30	特許権等	1	-	13
1-1-31	保険の付保及び事故の補償	1	-	13
1-1-32	設計条件の留保	1	-	13
1-1-33	臨機の措置	1	-	13
1-1-34	修繕契約代金等の請求	1	-	13

第2節 施工管理

1-2-1	適用	1	-	14
1-2-2	現場管理	1	-	14
1-2-3	責任者	1	-	14
1-2-4	工程管理	1	-	14
1-2-5	品質、出来形管理	1	-	15
1-2-6	写真管理	1	-	15
1-2-7	環境保全	1	-	17

第3節 安全管理

1-3-1	適用	1	-	18
1-3-2	安全ミーティング	1	-	18
1-3-3	爆発及び火災の防止	1	-	19
1-3-4	事故災害報告	1	-	19

第4節	材料及び施工上の注意		
1-4-1	材料	1	20
1-4-2	試験	1	20
1-4-3	使用部品	1	20
1-4-4	施工上の注意	1	20
1-4-5	適用法令及び規格等	1	22
1-4-6	承諾函・承諾書の提出	1	22
1-4-7	完成図書等の提出	1	23
1-4-8	完成図等の電子納品	1	23
1-4-9	電子図面作成要領	1	23

第2章 船舶修繕

第1節 船体部

2-1-1	適用範囲	2	1
2-1-2	掃除	2	1
2-1-3	錆打ち	2	1
2-1-4	塗装	2	2
2-1-5	船体防食陽極板	2	5
2-1-6	甲板舗装材取替え	2	5
2-1-7	ゴム防舷材取替え	2	5
2-1-8	タイヤ防舷材取替え	2	6
2-1-9	錨・錨鎖整備	2	7
2-1-10	配管取替え	2	7
2-1-11	揚錨揚索機分解調整	2	8
2-1-12	舵分解調整	2	8
2-1-13	操舵装置分解調整	2	8
2-1-14	温水ボイラ分解調整	2	9

第2節 機関部

2-2-1	適用範囲	2	10
2-2-2	内燃機関分解調整	2	10
2-2-3	過給機分解調整	2	11
2-2-4	全旋回式推進装置分解調整	2	11
2-2-5	固定ピッチプロペラ分解調整	2	13
2-2-6	逆転減速装置分解調整	2	13
2-2-7	空気圧縮機分解調整	2	14
2-2-8	ポンプ分解調整	2	14
2-2-9	熱交換器掃除	2	14
2-2-10	タンク掃除	2	15
2-2-11	エアタンク整備	2	15
2-2-12	船底弁分解調整	2	15
2-2-13	配管取替え	2	16
2-2-14	排気管防熱ラギング材取替え	2	16
2-2-15	こし器分解掃除	2	16

第3節 電気部

2-3-1	適用範囲	2	17
2-3-2	発電機及び電動機修繕	2	17
2-3-3	船内配線絶縁検査	2	18

第4節 役務

2-4-1	適用範囲	2	19
2-4-2	回航	2	19
2-4-3	入出渠（上下架）	2	19
2-4-4	試運転	2	19

第3章 船舶製造

第1節 船体部

3-1-1	船体構造計画	3	-	1
3-1-2	塗装	3	-	1
3-1-3	諸管装置	3	-	2
3-1-4	船体防食陽極板	3	-	2
3-1-5	甲板舗装材	3	-	2
3-1-6	ゴム防舷材	3	-	2
3-1-7	タイヤ防舷材	3	-	4
3-1-8	溶融亜鉛めっき	3	-	4
3-1-9	船体属具及び備品	3	-	4

第2節 機関部

3-2-1	工場試運転	3	-	5
3-2-2	機関艤装	3	-	5
3-2-3	諸管装置	3	-	5
3-2-4	予備品・用具及び装備品	3	-	5

第3節 電気部

3-3-1	電気艤装	3	-	6
3-3-2	陸電受電	3	-	6
3-3-3	予備品、用具及び装備品	3	-	7

第4節 役務

3-4-1	適用範囲	3	-	8
3-4-2	設計	3	-	8
3-4-3	進水	3	-	8
3-4-4	諸試験及び試運転	3	-	8
3-4-5	船舶安全法に基づく検査及び登記手続き	3	-	8
3-4-6	回航及び引渡し	3	-	9

(注) 文章中の見出し記号は以下のとおり。
「○-○-○」は、『章』-『節』-『条』を表す。
「1. 2. 3.」は、『項』を表す。
「(1)(2)(3)」は、『号』を表す。
「ア. イ. ウ.」は、『細』を表す。

請負契約書

- 1 修繕請負契約書
- 2 製造請負契約書

提出書類の様式

- 1 着手前の提出書類
- 2 施工前の提出書類
- 3 施工時の提出書類
- 4 完成時の提出書類

(参考) その他修繕書類・資料

(参考) 監督職員からの通知様式